

資料提供	
平成30年10月1日	
所属名(担当者)	鳥取県住宅供給公社事務局(寺坂)
電話	0857-27-7334

県営住宅の入居募集について(県東部)

県営住宅は、公営住宅法に基づき鳥取県が整備し管理する低所得者向けの賃貸住宅です。このたび、平成30年11月1日入居可能分の入居者について、下記のとおり募集します。

記

- 募集期間 平成30年10月1日(月)～5日(金)
(午前8時30分～正午、午後1時～午後5時15分)
- 受付窓口 鳥取県住宅供給公社事務局
(鳥取市田園町4丁目207番地 タナカビル2階、電話0857-27-7334)
- 抽選日時 平成30年10月16日(火) 午前10時30分から (受付開始 午前10時00分から)
- 抽選会場 鳥取県東部庁舎 2階 第202会議室
- 入居可能日 平成30年11月1日(木)
- 募集住宅 13戸

団地名称	所在地	建設年度	構造	階数	部屋番号	間取り	入居時家賃(円)	摘要
東浜団地	鳥取市浜坂 四丁目10	平成13年	中層耐火 3階建	1階	4棟 4-105号	3DK	27,800 ～ 54,600	一次募集 (高齢者等世帯)
東浜団地	鳥取市浜坂 四丁目10	平成13年	中層耐火 3階建	2階	4棟 4-201号	4DK	30,600 ～ 60,200	一次募集 (多子・多人数世帯)
東浜団地	鳥取市浜坂 四丁目9-3	昭和56年 (H27エコ改善)	中層耐火 4階建	2階	56-1棟 35号	3DK	18,500 ～ 36,300	一次募集
浜坂第一団地	鳥取市浜坂 五丁目1番	平成11年	中層耐火 3階建	3階	3棟 3-304号	3DK	27,300 ～ 53,500	一次募集
浜坂第二団地	鳥取市浜坂 五丁目9-2	平成2年	中層耐火 3階建	2階	2棟 2-204号	3DK	20,000 ～ 39,400	一次募集
浜坂第二団地	鳥取市浜坂 五丁目8-25	平成3年	中層耐火 3階建	1階	5棟 5-101号	2DK	17,600 ～ 34,600	一次募集 (高齢者等世帯)
ひばりが丘団地	鳥取市浜坂 六丁目1-23	昭和50年 (H20住戸改善)	中層耐火 4階建	4階	50-1棟 1-405号	2LDK	17,600 ～ 34,500	一次募集 エレベータ付き
ひばりが丘団地	鳥取市浜坂 六丁目1-20	昭和53年 (H29住戸改善)	中層耐火 4階建	3階	53-5棟 85号	3DK	16,700 ～ 32,800	一次募集
ひばりが丘団地	鳥取市浜坂 六丁目1-20	昭和53年 (H29住戸改善)	中層耐火 4階建	1階	53-5棟 89号	3DK	16,700 ～ 32,800	一次募集 (高齢者等世帯)
ひばりが丘団地	鳥取市浜坂 六丁目1-20	昭和53年 (H29住戸改善)	中層耐火 4階建	2階	53-5棟 91号	3DK	16,700 ～ 32,800	一次募集
ひばりが丘団地	鳥取市浜坂 六丁目1-20	昭和53年 (H29住戸改善)	中層耐火 4階建	2階	53-5棟 92号	3DK	16,700 ～ 32,800	一次募集
末恒第二団地	鳥取市美萩野 二丁目228-2	昭和54年	中層耐火 3階建	2,3階	54-2棟 16号	3LDK	24,000 ～ 46,600	二次募集 ※1
末恒第二団地	鳥取市美萩野 二丁目228-2	昭和54年	中層耐火 3階建	2,3階	54-3棟 36号	3LDK	24,000 ～ 46,600	二次募集

(注1) 一次募集は、優先募集に係る募集で、子育て世帯、妊娠中世帯、母子・父子世帯、多子・多人数世帯、高齢者世帯、障がい者世帯、低所得者世帯(所得が月額1万円以下)、ハンセン病療養所入所者等世帯、引揚者世帯、配偶者間暴力被害者、犯罪被害者等が対象となります。

単身者は、2DK以下の住戸に申し込むことができます。ただし、高齢者、障がい者、妊婦及び帰国被害者等の場合は、3DK以上の住戸へ申し込むことができます。

- (注2) 二次募集は、一次募集の対象者以外の方も対象となります。単身者は、2DK以下の住戸に申し込むことができます。ただし、一次募集対象者及び留学生の場合は、3DK以上の住戸へ申し込むことができます。
- (注3) 多子・多人数世帯は、18歳未満の者が3人以上の世帯又は、世帯員5人以上の世帯が対象となります。
- (注4) 高齢者等世帯は、一次募集のうち、高齢者世帯及び身体障がい者世帯が対象となります。
- (注5) ※1の団地（の一部）は、土砂災害警戒区域（イエロー区域）の指定区域内に位置しています。イエロー区域とは崖崩れや土石流等の災害が発生した場合、土砂等が到達し被害が生じるおそれがあると認められる区域です。鳥取市が作成しているハザードマップなどを活用し、防災情報を収集するなど「日ごろからの備え」を心がけ、いざとなったら「早めの避難」を呼びかけている団地ですので、その旨をご承知の上でご応募下さい。
- (注6) エレベーター付き住宅では、エレベーターの電気使用料金を入居者の方全員で負担していただきます。
- (注7) 住戸改善とは、建物の骨組み以外の部分を総合的に改修することです。新築や建て替えた住宅ではありません。
- (注8) エコ改善とは、外壁・屋上改修及び開口部断熱改修・設備改修することです。新築や、建て替えた住宅ではありません。
- (注9) 入居募集中の住戸は新築ではありません。募集に際し、必要最低限の修繕を行っていますが、室内の床、壁、天井等の仕上げに経年劣化による部分的な傷みや汚れ、色あせが生じている場合があることをご承知の上でご応募下さい。

■ 詳しくは、鳥取県住宅供給公社事務局（電話0857-27-7334）までお問合せ下さい。